現行版ガイドライン第3章要求事項の改訂案

No.		現行版第3章要求事項	第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項:●	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容	为 3 早安水争坝心以前 月丁未	確認事項:〇	酬从· 付配争填	对心 (采)
1.	取組の対象 組織・活動の 明確化	組織は、全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。 認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。	・組織は、原則として 全組織・全活動(事業 活動及び製品・サービス)を対象として EA21 に取り組み、環境経営システムを構 築・運用・維持 ・認証・登録では、対象組織及び活動を明確化 ・ 対象組織の本業に係る活動は対象に含む	0	-	「原則として」 の追記について は、EA21の運営 に関する検討委 員会にて審議承 認済
2.	環境 <mark>経営</mark> 方針 の策定	代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。環境方針は、次の内容を満たすものとする。 ・組織の事業活動に見合ったものとする・環境への取組の基本的方向を明示する・組織に適用される環境に関する法規等遵守を誓約する 環境方針には、制定日(または改定日)を記載し、代表者が署名する。環境方針は、全ての従業員に周知する。	 ・タイトルを「環境方針の策定」→「環境経済分針の策定」に変更 ・企業 創業理念、経営事業方針を踏まえた環境経営方針の策定・代表者による誓約 ・本業に基づく重点分野の特定・基本的方向の明示 ・環境方針への代表者の署名・全従業員(アルバイト含む)への周知 	0	経営/事業との統合を目的とし、「タイトル」及び「要求事項」の内容を変更	-
3.	環境関連法規 等の取りまと め	事業を行うにあたって順守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。	 ・環境関連法規の整理 ・その他環境関連要求事項の整理 ・年次見直し、常に最新版となるよう管理 ・法的要求事項を満たすための組織の取組・アクションの明確化 	0	参考 1「主要な環 境関連法規」の 取り扱いについ て	参考 1「主要な環 境関連法規」は、 中央事務局 HP に掲載、適宜 更新

凡例: AAA: 現行版第3章の要求事項の解説部分に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA: 新規で追加した項目

AAA: 第三回作業部会の議論を踏まえた改訂部分

AAA: 削除部分

修正履歴: 第四回作業部会の議論等を踏まえた改訂部分

No.		現行版第3章要求事項	第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項:●	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容	おう早安水争場の以前月丁余	確認事項:〇	酬从· 付記争填	对心(采)
4.	環境への負荷	対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を	・「環境への負荷の自己チェックの手引き」を		・改訂版別表を	・ 別表 1 及び別
	と環境への取	「環境への負荷の自己チェックの手引き」をも	もとに環境負荷の把握・環境に大きな影響を		参照(資料6)	表 2「自己チ
		とに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中	与えている負荷及び原因となる活動を特定		別表の取り扱	エックの手引
	組状況 の把握	で環境に大きな影響を与えている環境負荷及	する。 ・以下の項目は、必ず把握		いについて 水体円易にお	き」を段階的
	及び評価	びそのもとになる活動を特定する。	・以下の項目は、必9 指接 > 二酸化炭素排出量		・ 水使用量にお ける環境負荷	取組に基づき 項目を整理
		 環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排	产 二酸化灰系挤出量▶ 廃棄物排出量		が軽微又は管	切口で 登년
		出量、総排水量(あるいは水使用量)、化学物	※排水量(あるいは水使用量)		理が困難な事	・「自己チェッ
		質使用量(化学物質を取り扱う事業者)は必ず	(環境負荷が軽微又は管理が困難な事	\bigcirc	業者具体例	クの手引き」
		把握する。	業者は除く))		は、要求事項	にコストの項
		事業活動における環境への取組状況を「環境へ	▶ 化学物質使用量(化学物質を取り扱う事		の解説及び審	目も追加
		の取組の自己チェックの手引き」をもとに把握	業者)		査に係る文書	
		する。			にて明示。	
			(要 <u>求事項外だが新規/追加情報)</u>			
			・コストの把握もあわせて実施			
			・事業活動で水を使用しない事業者の場合で			
			も「水使用におけるムダの削減努力」を明記		五	
5.	経営に資する		・審査人の支援のもと、EA21 に基づく環境経営の取組内容/活動の本業における有効性を		・要求事項は、 事業者に向け	
	環境への取組		宮の政組内各/活動の本業にありる有効性を 整理・評価		事業者に向り た事項である	
	の有効性の評		正生。叶侧		ことを鑑み、	
					要求事項から	
	価				は「審査人の	
		-			支援のもと」	
					という文言を	
					除く。当該点	
					は、要求事項	
					の解説及び審	
					査に係る文書	
					にて明示。	

凡例:AAA: 現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA: 新規で追加した項目

No.		現行版第3章要求事項	第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項:●	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容	おう早安小手娘の以前日日来	確認事項:〇	· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	かが (条)
6.	環境経営目標 及び環境 活動 経営計画の策 定	環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。 環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。 環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。 環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。	要求事項 2~35 を踏まえた具体的な環境経営 目標及び環境経営 計画の策定 ・ 可能な限り数値化された環境経営 目標の設定 ・ 特定の項目*に係る単年度及び中長期(3~5 年程度) 目標の設定 ・ 目標達成のための環境経営活動 ・「二酸化炭素排出量削減」、「廃棄物排出量削減」、「水使用量削減」、「化学物質使用量管理・削減」、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービス」(グリーン購入及び生物多様性への取組は、推奨事項とする) 計画の策定 ・ 目標達成のための具体的手段、日程及び計画責任者の決定 ・ 環境経営 目標及び環境経営 計画の従業員への周知 ・ 環境経営 目標及び環境経営計画の年次及び事業における大きな変更時の見直し	•	・中期目標に係るである。・「グリーン購入でする」とする。・「グリーン物多取性」なが変数である。・「グリーン関係である。」では、推りでは、推りでは、推りでは、は、「対した」には、「対した」という。・化学の標準によりである。・化学の関係によりによりである。・化学のできません。・化学のできません。・ループラングを表示される。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7.	実施体制の構築	エコアクション21環境経営システムを構築、 運用、維持し、環境への取組を実施するために 効果的な実施体制を構築する。 実施体制においては、各自の役割、責任及び権 限を定め、全従業員に周知する。		0	ı	1
8.	教育・訓練の実施	エコアクション 2 1 の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。	 ・EA21 に基づく環境経営の適切な実行を目的とした一般的な教育・訓練の実施(全従業員) ・環境に関する特定業務がある場合の教育・訓練の実施(特定業務に係る従業員) ・環境に関する特定業務 変更時等の教育・訓練の実施 	0	「特定教育」→ 「特定業務」に 修正	-

凡例:AAA: 現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA: 新規で追加した項目

No.		現行版第3章要求事項	第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項:●	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容	5 早安水争境の以前 有丁条	確認事項:〇	神景・行む事項	对心 (杂)
9.	環境コミュニ ケーションの 実施	組織内において、エコアクション21に関する 内部コミュニケーションを行う。 外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。 環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。	関する内部コミュニケーションの実施 ・外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応の実施、結果の記録、 再発 防止の取組 ・環境経営レポートの年次での作成及び公表	0	-	-
10.	実施及び運用	環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。 環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。		0	-	-
11.	環境上の緊急 事態への準備 及び対応	環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応 策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実 施する。 事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、 対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂す る。	・環境上の事故、緊急事態の想定、対応策の規定及び訓練の実施・事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証、必要に応じ改訂	0	_	-
12.	環境関連文書及び記録	エコアクション 2 1 の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。 エコアクション 2 1 で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。	管理」→ 「環境関連文書及び記録の作成・管	0	文書の作成・管理については、 要求事項9「実施及び運用」にて 既述	-

凡例:AAA: 現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA: 新規で追加した項目

No.		現行版第3章要求事項	第3章要求事項の改訂骨子案	審議事項:●	論点・特記事項	対応(案)
	項目	内容	カリ 早安小手県の以 以 同 月 1 来	確認事項:〇	· 一种	入3/IU (余 <i>)</i>
13.	取組状況の	環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況			・確認、評価に	
	確認並びに	及び環境経営システムの運用状況を、定期的に 確認及び評価する。	定された場合の 原因分析、是正及び予防 以下を 少なくとも年1回以上、 適切な頻度で確		基づく原因分析 の項目を追加	
	問題の是正	環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及	認・評価、及び必要に応じて改善案を作成		・確認頻度を「 少	
	及び予防	び評価する。 環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境 経営システムの運用状況並びに環境関連法規 等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を 行い、必要に応じて予防処置を実施する。	 環境経営目標の達成状況 環境経営計画の実施状況 環境経営システムの運用状況 環境関連法規等の順守状況 対象とすべき環境負荷及び活動状況 	0	なくとも年 1 回 以上、 適切な頻 度」と定義	-
14.	代表者による 全体の評価と 見直し <u>・指示</u>	代表者(経営者)は、定期的にエコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。	 代表者は、定期的に EA21 に基づく環境経営全体の取組状況及びその有効性を評価、審査人の支援サポートのもと、全般的な見直しを実施 評価結果に基づき、必要な指示を出す 	•	・し活にイ・事事を項人とをは解係示評に動すト要業項鑑かの」除、説るのづよたを事にあ、はまい。求び書見指明、更はけこ求審の文該項査て見指明、更はけこ求審の文該項査で	-

凡例: AAA: 現行版第3章の解説部分要求事項に記載された内容で、改訂要求事項案に入れた項目

AAA: 新規で追加した項目